

子育て世帯生活支援特別給付金

ひとり親世帯・非課税世帯相当の子育て世帯に給付金を支給します

ひとり親世帯

▷支給額＝児童1人につき5万円

申請が不要な人

令和5年3月分または4月分の児童扶養手当の受給者。5月末に、児童扶養手当受給口座に振り込みました。

申請が必要な人

以下に該当する人。市ホームページから様式をダウンロードし、記入の上、令和6年2月29日(木)までに提出ください。

- ・公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当を受給していない人
- ・食費など、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額が児童扶養手当を受給している人と同様の事情 市ホームページにある人



▷問い合わせ先＝子ども課子ども福祉係(☎内線193)

ひとり親世帯以外の子育て世帯

▷支給額＝児童1人につき5万円

申請が不要な人

令和4年度の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」支給対象者。5月末に、前回給付金の受給口座に振り込みました。

申請が必要な人

以下①、②の両方に該当する人。市ホームページから様式をダウンロードし、記入の上、令和6年2月29日(木)までに提出ください。

- ①令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合20歳未満)を養育する父母など
※令和6年2月末までに生まれた児童も対象。
- ②令和5年度住民税(均等割)が非課税、または令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

児童手当・特例給付の現況届の提出について

毎年6月に市へ提出する必要のあった児童手当・特例給付の現況届が、昨年度から原則不要となりました。

ただし、次に該当する人は提出が必要です。対象者には現況届の様式を送付しますので、記入の上提出ください。

▷現況届の提出が必要な人

- ・離婚協議中で、配偶者と別居している人

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が大船渡市と異なる人
- ・支給要件児童の戸籍がない人
- ・その他、市から提出の案内があった人

▷提出期限＝6月30日(金)

▷その他＝所属庁から児童手当を支給されている公務員は、勤務先へ確認ください。

▷問い合わせ先＝子ども課子育て支援係(☎内線195)

キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン 利用者説明会を開催します

市では、7月1日～31日まで、対象キャッシュレス決済サービスでの支払いに対し、決済金額の20%相当のポイントを還元するキャンペーンを実施します。

これに伴い、キャッシュレス決済のメリットや利用方法などについて、個別相談などができるブースを設置します。申込不要で自由に参加できますので、気軽に来場ください。

▷日時

- ・6月19日(月)午後1時～4時
- ・6月20日(火)午前10時～午後4時
- ・6月21日(水)午前10時～午後4時

▷会場＝サン・リア1階 いこいの広場

▷対象＝どなたでも ▷参加費＝無料

▷その他＝詳細は市ホームページをご覧ください。

▷問い合わせ先＝大船渡市キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン事務局(☎050-3803-8065)



市ホームページ